

---

プロジェクト	リース
項目	借手のリース期間

---

## I. 本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2023 年 5 月 2 日に、企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」（以下「本会計基準案」という。）及び企業会計基準適用指針公開草案第 73 号「リースに関する会計基準の適用指針（案）」（以下「本適用指針案」という。また、本会計基準案及び本適用指針案を合わせて「本会計基準案等」という。）並びにその他の会計基準等の改正案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した。
2. 本資料は、本公開草案に寄せられたコメントのうち、借手のリース期間に関する検討を行うことを目的としている。

## II. 本公開草案における提案及びこれまでの検討状況

### 本公開草案における提案

3. 本公開草案においては、借手のリース期間について、IFRS 第 16 号の定めと同様に、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間及び借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間を加えて決定することを提案している（本会計基準案第 14 項及び第 29 項）。
4. また、延長又は解約オプションに関して、以下の点を明らかにしている。
  - (1) 解約オプションの権利を借手のみが有している場合及び貸手のみが有している場合の借手のリース期間との関係（本会計基準案第 29 項）
  - (2) 借手が延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことが合理的に確実であるかどうかを判断するにあたり、経済的インセンティブを生じさせる要因を考慮すること（本適用指針案第 15 項、BC23 項から BC25 項）
  - (3) 借手のリース期間の決定にあたり、解約不能期間を超えて延長する権利又はリースの期間の終了前に解約する権利を含める理由（本会計基準案 BC29 項）

- (4) 借手が延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことが「合理的に確実」である範囲でオプションの対応期間を含めることの理由（本会計基準案 BC30 項及び BC31 項）
- (5) 借手のリース期間に含める延長又は解約オプションの行使可能性に関する「合理的に確実」の表現及び閾値（本会計基準案 BC32 項、本適用指針案 BC22 項）
- (6) 延長又は解約オプションの行使可能性の判断における過去の慣行及び経済的理由の考慮（本適用指針案 BC26 項）

### これまでの検討

- 5. 第 439 回企業会計基準委員会（2020 年 8 月 13 日開催）及び第 94 回リース会計専門委員会（2020 年 7 月 20 日開催）では、借手のリース期間について、次のことを検討した。

- (1) 借手のリース期間については、次の理由から、基本的に IFRS 第 16 号と整合性を図る。

- ① 現行基準では、実務的には、機器の典型的なリースの場合、ファイナンス・リースへの該当の判定は、比較的容易に判断がなされてきたものと考えられる。他方、不動産のリースについては、土地を含むリースの場合、通常は、オペレーティング・リースに該当することが多いと考えられ、実務的にはさほど大きな問題になってきていないと考えられる。一方、改正を検討している基準では、リース期間にはオプションの行使可能性の評価を反映することが要求されるため、リース期間の判断が困難となる。さらに、当該リース期間は、オンバランスする資産及び負債の金額の測定に直接的に影響を与えるものであり、リース期間の判断の重要性はより大きくなるものと考えられる。

当該判断を行う結果として、同じ状況において異なる判断が行われる可能性は存在するものの、これを避けるために存在するオプション期間を考慮しないことは、必ずしも有用な情報につながらないと考えられる。存在するオプション期間については、企業の判断に基づき負債を認識することが有用な情報をもたらすものと考えられる。

- ② リース期間を IFRS 第 16 号と合わせない場合、国際的な財務諸表の比較可能性が大きく損なわれる懸念がある。

- (2) 「合理的に確実」の判断にばらつきが生じる懸念及び過去実績に偏る懸念については、次の点を記載する。

- ① IFRS 第 16 号に関して「合理的に確実」に関する具体的な閾値の記載はないが、「合理的に確実」は、一般的に高い閾値と考えられている点（ただし、本適用指針案 BC22 項では、参考として米国会計基準における閾値を記載するにとどめている。）
- ② 延長又は解約オプションの行使可能性の判断は開始日において行われ、リースの開始日において、高い確度での判断により、借手がオプションを行使する重大な経済的インセンティブを有すると判断される場合にのみ、そのオプションはリース期間に含まれることとなり、単なる経営者による見積りではない点（本適用指針案 BC23 項に記載）
- ③ リースの解約不能期間が十分に長い場合には、延長オプションの行使（解約オプションの非行使）の可能性が低くなり得ることを示唆していると考えられる点（本適用指針案 BC24 項に記載）
- ④ 借手が特定の種類の資産を通常使用してきた過去の慣行及び経済的理由については、オプションの行使可能性に関して有用となる可能性があることを示唆しているのみであり、一概に過去の慣行に重きを置いてオプションの行使可能性を判断することを要求はしていない点（本適用指針案 BC26 項に記載）

### III. 本公開草案に寄せられた主なコメントに対する対応

#### 個別検討事項

6. 第 509 回企業会計基準委員会（2023 年 9 月 7 日開催）及び第 132 回リース会計専門委員会（2023 年 9 月 4 日開催）における審議の結果、次の点について個別検討事項として検討することとした。
  - (1) 借手のリース期間は解約不能期間とすることが適切であるとの意見。その際、本会計基準案 BC29 項に記載のとおり延長又は解約オプションの対象期間を反映する方がリースの経済実態をより忠実に表現することとなるほか、リース会計基準を国際的に整合性のあるものとするとの関係から、本公開草案の提案を変更する必要があるのかを分析及び検討することが考えられる。
  - (2) そのうえで、本公開草案の提案を変更しない場合、リース期間の定めに関する明確化を求める次の意見については、次のとおり対応を行うことが考えられる。
    - ① 延長又は解約オプションの行使可能性に関する「合理的に確実」の閾値について、どの程度の閾値であるのか明確化を求める意見については、本適用指針案 BC22

項で記載を行っている以上の記載が必要であるか否かを再度確認することが考えられる。

- ② リースの強制力に関するガイダンスを追加すべきとの意見については、「簡素で利便性が高い会計基準を開発する」こととの関係でガイダンスを追加する必要があるかを検討することが考えられる。
- ③ 設例 8 でさらに明確化を求める意見については、設例 8 の記載ぶりについて修正が必要であるか否かを検討することが考えられる。

7. 前項(2)③については、設例 8 に関して寄せられている他のコメントと併せて検討する必要があると考えられるため、質問 25 (設例に関する質問) で併せて検討を行うこととし、以下では、前項(1)並びに(2)①及び②について検討を行う。

### 寄せられたコメントの分析及び対応案の検討

#### (借手のリース期間は解約不能期間とすることが適切であるとの意見)

##### 寄せられたコメントの分析

8. 本資料第 6 項(1)の借手のリース期間は解約不能期間とすることが適切であるとの意見に関して、具体的には次のような意見が聞かれている。
- (1) 以下に記載のとおり、借手のリース期間は比較可能性が確保できず、また、税法や会社法に重大な影響を及ぼすことから、リース期間は解約不能期間(解約オプションの行使が合理的に確実でない場合は当該オプション期間を含むこととすればリース期間は契約で定められた期間となる)とするのが適切である(審議事項(7)-2-2 の 6-9))。
    - ① 経済的インセンティブの有無は企業によって異なることから、同種の資産の契約であっても、企業間で当然にリース期間は異なることとなり、借手のリース期間による比較可能性の低下が懸念される。これに対して、解約不能期間を借手のリース期間とした方が、恣意性なくリース利用の実態をより適切に表し比較可能性を確保できると考えられる。
    - ② 延長オプションを借手のリース期間に反映させることや条件変更がない場合のリース期間の見直し等は、課税の公平の観点から、税法上、企業間で償却期間の差異が生じることは許容されないと考えられる。
    - ③ 会社法(会社計算規則)への影響として、経済的インセンティブを考慮して延長オプション期間をリース期間に含めることとなるため、延長オプション期間の

判断によっては、法的債務性のないものまで負債として計上されるという問題が生じる。

- (2) 借手のリース期間についてオプション期間を勘案して決定することとしているが、借手のオプション期間の行使を合理的に予想することは困難であり、リース期間は解約不能期間とすべきである（審議事項(7)-2-2の6-10)及び6-11)。
9. このうち、前項(1)②について、税との関係は質問4（個別財務諸表への適用に関する質問）で検討を行うこととしているため、以下では前項(1)①及び③並びに(2)について検討を行うこととする。
10. まず、本資料第8項(1)①の比較可能性の観点に関して、借手のリース期間を解約不能期間とした場合、見積りが介在しないため、借手のリース期間の見積りにばらつきは生じないという利点が考えられる。しかしながら、延長又は解約オプションの行使可能性を反映したリース期間の判断を行う結果として、同じ状況において異なる判断が行われる可能性は存在するものの次のことを踏まえると、借手のリース期間に延長又は解約オプションの対象期間を含めないことは、適当ではないと考えられるがどうか。
- (1) オプション期間を考慮しないと、借手に延長オプションを行使する明らかな経済的インセンティブがあるにもかかわらず、リースの経済実態を忠実に反映しないことになると考えられるため、必ずしも有用な情報につながらないと考えられる。
- (2) 国際的な会計基準においては、リースの延長又は解約オプションの対象期間について、その行使可能性が「合理的に確実」という一般的に高い閾値を超える場合にのみ、借手のリース期間に含めることとされている。このように閾値を高くしていることから、判断のばらつきは一定程度抑えられると考えられる。また、こうした国際的な合意の中、我が国の会計基準のみ借手のリース期間を解約不能期間として定める強い理由もないと考えられる。
11. 次に、本資料第8項(1)③の法的債務性に関して、借手のリース期間に延長又は解約オプションの対象期間を含めてリース負債を計上する場合、法律上の債務ではない負債が計上される可能性はあると考えられる。

この点、一般的に会計基準の開発においては法的形式も考慮されるが、負債は法律上の債務のみに着目して計上の要否が判断されているものではなく、目的適合性があれば負債を計上することがあり得ると考えられる。例えば、一部の引当金については法的債務性がないものについても負債に計上されることがある。

本会計基準案等においては、原資産の使用権の支配に着目し使用権資産及びリース負債を計上することに財務諸表利用者のニーズがあり、使用権資産及びリース負債を計上することがリースの経済実態をより忠実に表現すると考えられる。

12. また、本資料第8項(2)に関しては、会計上の見積りについては、財務諸表に計上する金額に係る見積りの方法や、見積りの基礎となる情報が財務諸表作成時にどの程度入手可能であるかは様々であり、その結果、財務諸表に計上する金額の不確実性の程度も様々であると考えられるが、見積りを行うことは可能であると考えられる。

### 対応案

13. 本資料第10項から前項までを踏まえると、本公開草案の提案を変更しないことが考えられるかどうか。

**(延長又は解約オプションの行使可能性に関する「合理的に確実」の閾値の明確化を求める意見)**

### 寄せられたコメントの分析

14. 本資料第6項(2)①のリース期間の定めに関する明確化を求める意見に関して、本公開草案の提案に同意する意見を提出したコメント提出者及び同意しない意見を提出したコメント提出者の双方から、延長又は解約オプションの行使可能性に関する「合理的に確実」の閾値の明確化を求める意見が寄せられている。寄せられた意見の概要は、次のとおりである。

- (1) 本会計基準案 BC32 項では「IFRS 第16号における蓋然性を取り入れている」旨が明記されている。一方、本適用指針案 BC22 項なお書きでは、Topic 842 における「合理的に確実」の閾値の考え方が記載されている。この点、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）第16号「リース」では「合理的に確実」に関する具体的な閾値の記載はなく、各企業の判断に委ねられているものと考えられるところ、実務上の判断に資することを目的として Topic 842 の閾値の考え方を紹介しているものと理解している。したがって、Topic 842 の閾値に関する考え方に基づき蓋然性を判断することで問題ないものと理解しているが、当該理解でよいか確認させていただきたい（審議事項(7)-2-2の6-2)。

- (2) 本会計基準案 BC32 項において、“「合理的に確実」の概念はこれまでの我が国の会計基準における既存の蓋然性に関する表現とは異なる閾値である”ことを示唆しているものと解するが、懸念として「これまでの我が国の会計基準における既存の蓋然性に関する表現を用いると、かえって、当該表現が用いられている会計基準等において、“reasonably certain”と同程度の閾値を示すとの誤解が生じる懸念がある」こ

とが明記されている。本会計基準案等公表時点で“懸念”が残るのであれば、当該懸念の解消措置を講ずるべきであると考え。例えば、「これまでの我が国の会計基準における既存の蓋然性に関する表現」を列挙し、それらの定義を確認する記載を行うとともに、それらの意味する「可能性」または「蓋然性」の程度と、「合理的に確実 (“reasonably certain” )」の概念との比較説明等を追加し、閾値の理解に資する会計基準等とする必要があると考える（審議事項(7)-2-2の6-3)。

- (3) 審議過程では、「合理的に確実」の判断についてばらつきや閾値の低下懸念（本適用指針案 BC21 項(1)①②）等が提示され、それらへの対応として、この判断が経済的インセンティブを有するオプションに係るものであることから、経済的インセンティブの例を示すこととされた（本適用指針 BC22 項前段）。しかしながら、経済的インセンティブの例示は、判断の際に考慮すべき対象範囲の情報としては理解できるが、「合理的に確実」の判断基準となる蓋然性の程度に関する情報を与えておらず、上記懸念への対応を明確化することが必要と考える。したがって、本適用指針 BC22 項後段記載の米国基準同様、日本基準においても「合理的に確実」が高い閾値であることを明記すべきである（審議事項(7)-2-2の6-12)。
15. 本資料第 14 項(1)の意見について、寄せられたコメントでご指摘があるとおり、IFRS 第 16 号では「合理的に確実」に関する具体的な閾値の記載はなく、各企業の判断に委ねられているものと考えられるところ、実務上の判断に資することを目的として Topic 842 の閾値の考え方を紹介しているものである。この点、本適用指針案 BC22 項において記載している Topic 842 で示されている「合理的に確実」の閾値に関する記載は、「合理的に確実」の閾値の高さに関する判断の参考として記載しているものであり、Topic 842 の考え方にに基づき判断することを求めることは意図していない。
16. 本資料第 14 項(2)の意見について、他の会計基準における蓋然性に関する表現との比較よりも、本会計基準案等で適用される蓋然性の高さが理解されることが重要であると考えられる。この点、本適用指針案 BC22 項において Topic 842 で示されている「合理的に確実」の閾値の高さに関する判断の参考として記載しており、当該記載により閾値の高さの程度は明らかになっているものと考えられる。
17. 本資料第 14 項(3)の意見について、本適用指針案 BC22 項の記載で「合理的に確実」の閾値が高いということは間接的には明らかになっているものと考えられるが、本適用指針案 BC22 項において、我が国の会計基準の文脈の中で「合理的に確実」の閾値が高いことを記載し、より直接的に閾値が高いことを明示してはどうか。

## 対応案

18. 本適用指針案 BC22 項を次のとおり修文することが考えられる（追加箇所は下線で示し、削除箇所は取消線で示している。）。

(HP では非公表)

### (リースの強制力に関するガイダンスを追加すべきとの意見)

#### 寄せられたコメントの分析

19. 第 6 項(2)②のリースの強制力に関するガイダンスを追加すべきとの意見に関して、具体的には次の意見が聞かれている（審議事項(7)-2-2 の 6-5）。
- 延長オプションについて、借手が貸手の合意なしにリースの延長を強制できる場合にのみ考慮する必要がある点を規定すべきである（IFRS 第 16 号 BC127 項参照）。このような規定がないと、どのようなものが本会計基準案等における延長オプションに該当するののかについて多様な解釈が生じうるためである。
20. この点、第 439 回企業会計基準委員会（2020 年 8 月 13 日開催）及び第 94 回リース会計専門委員会（2020 年 7 月 20 日開催）において、強制力の判断に関して、オプションに強制力がない場合には強制可能な契約期間が存在しないとする定め（IFRS 第 16 号 B34 項前段）については、次の理由により特段の定めを設けないこととした。
- (1) オプションをリース期間において考慮するためにはそのオプションが実質的である必要があるという一般的な考え方から自明であり、特段の定めは必要ないと考えられる。
  - (2) IFRS 第 16 号 B34 項を本会計基準案等にも含めないとしても重要な問題は生じないものと考えられ、B34 項の内容を含めないことにより、余分なコストを生じさせずに同じ結果が得られるという意味で、より基準を適用しやすくなるものと考えられる。
21. IFRS 第 16 号 BC127 項の記載は IFRS 第 16 号 B34 項の結論の根拠であり、前項の理由を踏まえると、同項の内容も取り入れないことが考えられる。また、簡素で利便性が高い会計基準を開発する観点からも、リースの強制力に関するガイダンスを追加しないことが考えられる。

#### 対応案

22. 上述の検討を踏まえ、IFRS 第 16 号 BC127 項の記載を本会計基準案等にも含めない本公開草案の提案を変更しないことが考えられるがどうか。

**ディスカッション・ポイント**

本資料第 13 項、第 18 項及び第 22 項の対応案についてご意見を伺いたい。

以 上

**別紙 本公開草案の抜粋****【本会計基準案】**

14. 「借手のリース期間」とは、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、次の(1)及び(2)の両方を加えた期間をいう。

- (1) 借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間
- (2) 借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間

29. 借手は、借手のリース期間について、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、次の(1)及び(2)の両方の期間を加えて決定する（適用指針[設例 8-1]から[設例 8-5]）。

- (1) 借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間
- (2) 借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間  
借手のみがリースを解約する権利を有している場合、当該権利は借手が利用可能なオプションとして、借手は借手のリース期間を決定するにあたってこれを考慮する。貸手のみがリースを解約する権利を有している場合、当該期間は、借手の解約不能期間に含まれる。

BC29. 借手のリース期間の決定は、借手が貸借対照表に計上する資産及び負債の金額に直接的に影響を与えるものである。

IFRS 第 16 号の開発の過程では、解約不能期間を超えて延長する権利、又はリースの期間の終了前に解約する権利をリース期間に含めるべきかどうかの議論において、一部の利害関係者から、将来のオプションの期間中に行われる支払は、当該オプションが行使されるまでは負債の定義を満たさないため、リース期間を解約不能期間に限定すべきとする考え方が示された。この点、IFRS 第 16 号では、次の理由から、オプションの対象期間をリース期間に反映することとしたとされている。

- (1) 2 年の延長オプションが付いた 3 年のリースは、経済的に 3 年の解約不能リースと同様の場合もあれば、5 年の解約不能リースと同様の場合もある。オプションが付いたリースは、オプションが付いていないリースと全く同じとはならない。
- (2) リースの延長オプション又は解約オプションはリースの経済実態に影響を与えるため、リース期間を決定するにはオプションの対象となる期間の一部を含める必要がある。借手が延長オプションを行使することを見込んでいる場合、当該オプションの対象期間をリース期間に反映する方が、リースの経済実態をより忠実に表現することになる。
- (3) オプションをリース期間の決定で考慮することにより、例えば、借手にオプションを行使する明らかな経済的インセンティブが存在する場合に、当該オプションの対

象期間をリース期間から除外することによってリース負債を貸借対照表から不適切に除外するリスクを軽減できる。

BC30. また、IFRS 第 16 号では、次の理由から、借手が延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことが「合理的に確実」である範囲でオプションの対象期間をリース期間に含めることを決定したとされている。

- (1) 原資産を使用する期間についての企業の合理的な見積りをリース期間に反映することが有用な情報を提供する。
- (2) 借手によるオプションの行使について、重大な経済的インセンティブを有しているオプションの対象期間をリース期間に含めるアプローチも考えられる。当該アプローチでは、行使が見込まれることだけでは（行使する経済的インセンティブがなければ）十分ではないため、経営者の見積り又は意図だけに基づく閾値よりも客観的な閾値を設けることになり、他のアプローチでは適用が複雑になるという懸念に対処することができる。しかし、利害関係者から、「重大な経済的インセンティブ」の閾値が「合理的に確実」の閾値と同様であるのならば、国際会計基準（IAS）第 17 号「リース」における用語を維持すべきとの意見が聞かれたため、「合理的に確実」の閾値を維持する。

BC31. BC29 項及び前項に記載した IFRS 第 16 号の開発時の議論を踏まえて、本会計基準では、次の理由から、借手のリース期間について、IFRS 第 16 号における定めと整合的に、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間及び借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間を加えて決定することとした（第 29 項参照）。

- (1) 存在するオプションの対象期間について、企業の合理的な判断に基づき資産及び負債を計上することが、財務諸表利用者にとって有用な情報をもたらすものと考えられる。
- (2) 借手のリース期間を IFRS 第 16 号と整合させない場合、国際的な比較可能性が大きく損なわれる懸念がある。

BC32. 審議の過程では、借手のリース期間に含める延長又は解約オプションの行使可能性に関する「合理的に確実」の表現については、直訳的で判断を難しくしているため、他の表現を用いるべきとの意見が聞かれた。

この点、これまでの我が国の会計基準における既存の表現を用いることも検討したが、必ずしも蓋然性に関する表現が整理されていない面があり、また、これまでの我が国の会計基準における既存の蓋然性に関する表現を用いると、かえって、当該表現が用いられている会計基準等において、“reasonably certain”と同程度の閾値を示すとの誤解が生じる懸念がある。したがって、IFRS 第 16 号における蓋然性を取り入れていることを明らかにするために、「合理的に確実」という表現を用いることにした。

**【本適用指針案】**

BC22. 前項(1)の「合理的に確実」の判断にばらつきが生じる懸念及び過去実績に偏る懸念への対応として、借手が延長オプションを行使する可能性又は解約オプションを行使しない可能性が「合理的に確実」であるかどうかの判断は、借手が行使する経済的インセンティブを有しているオプション期間を借手のリース期間に含めるものであることを踏まえ、当該判断の際に考慮する経済的インセンティブの例を本適用指針に示すこととした（第15項参照）。

なお、IFRS 第16号には「合理的に確実」に関する具体的な閾値の記載はないが、米国会計基準会計基準更新書第2016-02号「リース (Topic 842)」では、「合理的に確実」が高い閾値であることを記載した上で、米国会計基準の文脈として発生する可能性の方が発生しない可能性より高いこと (more likely than not) よりは高いが、ほぼ確実 (virtually certain) よりは低いであろうことが記載されている。

BC23. 延長オプション又は解約オプションの対象期間に関しては、リース開始日において、借手が延長オプションを行使する可能性又は解約オプションを行使しない可能性について第15項に例示したような経済的インセンティブを生じさせる要因を考慮した上で、借手のリース期間を決定することになる。したがって、借手のリース期間は、経営者の意図や見込みのみに基づく年数ではなく、借手のリース期間には、借手が行使する経済的インセンティブを有するオプションのみを反映させる。例えば、借手が原資産を使用する期間が超長期となる可能性があるから見込まれる場合であっても、借手のリース期間は必ずしもその超長期の期間となるわけではない。借手のリース期間は、借手が延長オプションを行使する経済的インセンティブを有し、当該延長オプションを行使することが合理的に確実か否かの判断の結果によることになる。

BC24. 借手のリース期間終了後の代替資産の調達に要するコストを考慮すると、リースの解約不能期間が短いほど、借手が延長オプションを行使する可能性又は解約オプションを行使しない可能性が高くなる場合があると考えられる。他方で、リースの解約不能期間が十分に長い場合には、借手が延長オプションを行使する可能性又は解約オプションを行使しない可能性が低くなる場合があると考えられる。

BC25. 第15項では借手が延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことが合理的に確実であるかどうかを判定するにあたって考慮する経済的インセンティブを生じさせる要因を次のとおり例示している。

- (1) 延長又は解約オプションの対象期間に係る契約条件（リース料、違約金、残価保証、購入オプションなど）
- (2) 大幅な賃借設備の改良の有無
- (3) リースの解約に関連して生じるコスト
- (4) 企業の事業内容に照らした原資産の重要性
- (5) 延長又は解約オプションの行使条件

ここで、(5)の「延長又は解約オプションの行使条件」について、例えば、オプションの行使条件が借手にとって有利である場合には、経済的インセンティブが生じ得ると考えられる。

BC26. 借手が特定の種類の資産を通常使用してきた過去の慣行及び経済的理由が、借手のオプションの行使可能性を評価する上で有用な情報を提供する可能性がある。ただし、一概に過去の慣行に重きを置いてオプションの行使可能性を判断することを要求するものではなく、将来の見積りに焦点を当てる必要がある。合理的に確実か否かの判断は、諸要因を総合的に勘案して行うことに留意する必要がある。

以 上